

プリペイドカードご利用の方へ

故障した券売機について復旧できないことがわかりましたので、プリペイドカード（スポーツ施設使用カード）の残高について還付（返金）を希望される方は次のとおり、令和8年3月31日までに還付手続きをお願いいたします。

※『還付額＝残高－付加価値分』となります。

なお、市民プールでは引き続きプリペイドカードをご利用いただけます。

1. 還付手続きのために事前に準備いただくもの

- (1) 還付を希望するプリペイドカード（スポーツ施設使用カード）
※複数ある場合はすべてのプリペイドカード
- (2) 還付を希望する申請者名義の銀行口座のキャッシュカード又は通帳※キャッシュカード又は通帳は写しでも可

2. 還付手続きの流れ【令和7年8月4日～】

- (1) スポーツ健康課（富山市役所東館7階）へ上記準備物を持参のうえ、プリペイドカード残高還付希望の旨を申し出てください。
- (2) 以下の書類を記入してください。
 - ① 富山市スポーツ施設使用料等還付申請書
 - ② 振込依頼書（キャッシュカード又は通帳と照合）
- (3) プリペイドカード再発行機で残高を確認し、富山市スポーツ施設使用料等還付申請書にご本人が残高を確認した証明として署名してください。※プリペイドカードは回収いたします。
- (4) 翌月末（目安）に指定の口座へ富山市より振り込まれます。

富山市市民生活部スポーツ健康課 施設管理係